

広島県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和六年四月八日までの間、縦覧に供する。

令和六年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

川尻安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
呉市川尻町東 丁目二七二四番三七地先から 呉市川尻町東 丁目二七二四番八地先まで	六・六〇〇 七・〇〇〇	六・六〇〇 三・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)  延長 (メートル)
	四七・三〇	五一・三〇	
	拡幅		